

議会運営委員等調査特別委員会 委員長報告

久長登良男委員長

議会運営等調査特別委員会では、平成24年5月25日に第1回目、翌年の平成25年5月23日に第2回目の議会報告会を開催し、これまで19回の小委員会と9回の特別委員会を開催し議論を重ねてきました。

この間先進地の状況及び研修視察等を踏まえ、小委員会等で十分に調査検討し、曾於市議会基本条例（案）を作成して、パブリックコメントを募集しました。

その結果を参考にし、平成25年8月27日の第19回小委員会で基本条例（案）を決定し、申し合わせ事項についても同小委員会で確認決定しました。

同日、第9回議会運営等調査特別委員会を開催し、小委員長の報告の後、曾於市議会基本条例（案）について協議・検討の上、討論採決の結果、基本条例

（案）について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、曾於市議会政務活動費の交付に関する条例（案）及び曾於市議会政務活動費の交付に関する規則（案）について質疑に入り、討論採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、この二つの条例（案）については、9月定例会において議員発議と決定しました。

なお、会派制については、平成25年12月1日から平成26年3月31日までに、議会運営委員会において会派の内規等を協議・整備して、平成26年4月から会派の運用を開始していくことに決定しました。

以上、議会運営等調



査特別委員会設置の目的が議員各位のご協力により達成されましたので、本報告により議会運営等調査特別委員会の調査を終了しました。

～市民に開かれた議会をめざして～

曾於市議会基本条例を制定（平成25年9月30日）

地方分権時代を迎え、自治体の自己決定、自己責任の範囲が拡大している。議会は討論を通じ、その責務である監視機能と政策立案機能を強化、充実させるとともに、対話を通じ市民の提案を積極的に受けとめ、市民に開かれた議会であることが求められている。

これらを実現するために、市民により身近で、信頼される議会をつくることを決意し、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）が定める規定の遵守に加え、公正性と透明性の確保、政策形成への市民参加の推進、積極的な情報公開、市長等との緊張関係の保持、議員間の討議の尊重、議会活動を支える体制整備、議員の資質向上等を図るため、ここにこの条例を制定する。